



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

「法定相続情報証明制度」について

相続手続きは、皆さんも一生に何度も経験するものではありません。

銀行・信用金庫・生命保険会社・損害保険会社・証券会社等々に戸籍謄本のぶ厚い束を提出、または送付し返却を受け、取引のあった各種機関等へ多大な時間と労力をかけて手続きを進めるといったことが何十年も続いていました。

また最近の大手メガバンク等は本部でのみ受け付けていますので、資料を取寄せてから、記載し、送付し、返却を受け、手続きが完了するまで1ヶ月以上もかかっています。

平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」が始まりました。

現在、相続手続きでは、お亡くなりになられた方の戸除籍謄本等の束を、相続手続きを取り扱う各種金融機関等の窓口

に何度も出し直す手間を簡素化するために実施され、

法定相続情報証明制度は、登記所(法務局)に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を出せば、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを交付します。

1. 法定相続情報証明制度の具体的な手続について

STEP 1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、以下を参照してください。

被相続人の戸籍謄本・除籍謄本

被相続人の住民票

相続人の戸籍謄本

相続人のマイナンバー通知・カードの両面コピー、運転免許証のコピー

STEP 2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する相続人を一覧にした図を作成します。

STEP 3 申出書の記入, 登記所へ申出

申出書に必要な事項を記入し、STEP 1 で用意した書類、STEP 2 で作成した法定相続情報一覧図と合わせて申出をします。

- (1) 本制度を利用することができる方(申出人となることができる方)は、被相続人(お亡くなりになられた方)の相続人(又はその相続人)です。民法上の相続人です。
- (2) また、本制度の申出は、申出人からの委任によって、代理人に依頼することができます。委任による代理人については、親族のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士に依頼することができます。